

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

ヘッジ会計の改良：リスク管理のより密接な反映

目次

- 新ヘッジ会計モデルが選択である理由
- IAS 第 39 号におけるヘッジ会計モデルの代替的なモデルを導入する理由
- ヘッジ手段
- ヘッジ対象
- ヘッジ会計を適用するための適格要件
- 適格ヘッジの会計処理
- ヘッジ関係の修正と中止
- ヘッジ会計の使用ではない、公正価値オプションの拡大
- 開示および経過措置
- IFRS 第 9 号の発効日および早期適用

要点

国際会計基準審議会 (IASB) は、国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号の一部を構成する新たなヘッジ会計のガイダンスを最終化した。しかし、IFRS 第 9 号を適用する企業は、本基準で IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計モデルのいずれを適用するかについて、会計方針の選択を有する。IASB は、マクロ・ヘッジ・プロジェクトの作業を最終化する際に、この会計方針の選択について再検討する予定である。

IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項は、非常に厳格であり、リスク管理方針を反映することができないと考えられることが多かった IAS 第 39 号に対する批判に対応して導入された。

①キャッシュ・フロー・ヘッジ②公正価値ヘッジおよび③純投資ヘッジの 3 種類のヘッジ会計が維持されている。しかし、ヘッジ会計が適格となる取引の種類に重要な変更が行われ、特に、ヘッジ会計が適格となる非金融商品についてリスクが拡大された。

先渡契約およびデリバティブ・オプションがヘッジ会計の関係にある場合の会計処理方法の変更は、IAS 第 39 号と比較して純損益の変動性を低減するため、一定の企業にとっては魅力的なものとなるであろう。

さらに、有効性テストが見直され、「経済的関係 (economic relationship)」の原則に置き換わった。ヘッジの有効性の遡及的な判定 (retrospective assessment) は、もはや要求されない。

新たな会計処理の要求事項の柔軟性は、企業のリスク管理活動に対する開示要求の拡大によりバランスがとられている。

付属されている「結論の根拠」は、新たなガイダンスと IAS 第 39 号との間の相違に関する広範な説明を含むために、非常に詳細なものとなっている。

IFRS 第 9 号の発効日は削除された (これまでは 2015 年 1 月 1 日) が、引き続き早期適用は認められる。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

いくつかの点で IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルは類似している

- ヘッジ会計の適用は、依然として強制ではなく選択のままである。
- IAS 第 39 号のヘッジ会計モデルの用語は、多くの場合、IFRS 第 9 号のモデルにおいて維持されている（ヘッジ対象、ヘッジ手段、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、ヘッジの非有効部分等）。
- 公正価値、キャッシュ・フローおよび純投資のヘッジ会計の方法は、2 つのモデルにおいて同じである。
- IFRS 第 9 号モデルでは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資のヘッジに関するヘッジ非有効部分を除き、すべてのヘッジの非有効部分は純損益に認識される。
- キャッシュ・フロー・ヘッジに関する非有効部分の認識金額を決定するための方法（「低いほうのテスト（lower of test）」として知られる）は、2 つのヘッジ会計モデルにおいて同じである。
- 売建オプションを使用するヘッジ会計は一般的に禁止されることに、両モデルにおいて変更はない。

新ヘッジ会計モデルが選択である理由

より広範なプロジェクト
ヘッジ会計に関する要求
事項は、IAS 第 39 号置換
プロジェクトの第 3 フェーズを構成するものである。
第 1 フェーズは分類および測定で、IFRS 第 9 号を新設し、2009 年と 2010 年に完了した。
償却原価資産の減損に関する第 2 フェーズはまだ完了していない。審議会が各フェーズを完了することにより、新たな要求事項が IFRS 第 9 号に組み込まれる。

IAS 第 39 号置換プロジェクトの第 3 フェーズの着手から、IASB は、ヘッジ会計プロジェクトを区別できるワークフローに分けた。一般ヘッジ会計プロジェクトとポートフォリオ・ヘッジ会計（マクロ・ヘッジともいわれる）である。IASB は、マクロ・ヘッジは綿密な調査および関係者からのインプットが要求されるため、マクロ・ヘッジ会計とは別に一般ヘッジ会計モデルのガイダンスを最終化することを決定した。この趣旨で、IASB は、マクロ・ヘッジのプロジェクトが継続している間、企業が困らないように IAS 第 39 号におけるマクロ・ヘッジ会計の現状を広く維持することを決定した。

マクロの公正価値ヘッジ会計について、IFRS 第 9 号の適用の要求を維持することによって、広範なマクロ・ヘッジ・プロジェクトが完了するまでに、マクロのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計が、IFRS 第 9 号の一般ヘッジ会計モデルに基づくべきか、または IAS 第 39 号のモデルにおいて維持されるべきかどうかについての疑問が生じた。IASB の見解は、提案に示されたとおり、マクロの公正価値ヘッジ会計は、IAS 第 39 号の例外であり、より広範なマクロ・ヘッジ会計プロジェクトが完了するまで、当該例外は維持されるべきであるが、マクロのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、IAS 第 39 号の例外ではないため、例外を IFRS 第 9 号に導入するべきではないことを決定した。しかし、IASB は、マクロ・ヘッジのプロジェクトが完了する前に、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用することを望まない企業があるという、関係者からの強いフィードバックを受け取った。主な懸念は、IAS 第 39 号に従ってマクロのキャッシュ・フロー・ヘッジを指定したヘッジの実務が、IFRS 第 9 号においても利用可能であるかどうかについての不確実性が残ることであった。特に、「プロキシ・ヘッジ」（すなわち、企業の実際のリスク管理を正確に表していないヘッジ関係の指定の使用）に関する懸念が生じた。また、マクロ・ヘッジのプロジェクトが継続している間、企業にヘッジ会計の再検討及び潜在的な変更を要求することが適切かどうかについて疑問視する者もいた。生じた懸念に対応して、IASB は、リスク管理を反映している限り、プロキシ・ヘッジは、IFRS 第 9 号においてヘッジ対象を指定する適格な方法であることを明確化した。

しかし、IFRS 第 9 号におけるマクロのキャッシュ・フロー・ヘッジに関する懸念および不確実性を前提として、IASB は、マクロのキャッシュ・フロー・ヘッジを含む意図的な範囲除外を拡大するべきかどうかについて検討した。IASB は、そのような特定の範囲除外は、説明するのが難しく、複雑性を増す結果になることに合意した。したがって、IASB は、マクロ・ヘッジ・プロジェクトを最終化するまで、企業に、（金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについての公正価値ヘッジ会計の範囲除外を含む）IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用するか、すべてのヘッジ会計について IAS 第 39 号における現行のヘッジ会計の要求事項を維持するかという会計方針の選択を提供することを決定した。その後、企業は、報告期間の期首時点で、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用を開始することを選択できる（ただし、IFRS 第 9 号の経過措置に従う）。

ヘッジ会計の新しい開示は、IFRS 第7号の一部を構成し、IFRS 第9号のヘッジの要求事項の使用を選択する企業と、IAS 第39号のヘッジ会計の要求事項の使用を選択する企業において、等しく適用されることに留意することが重要である。

IAS 第39号におけるヘッジ会計モデルの代替的なモデルを導入する理由

従来から、IAS 第39号のヘッジ会計の要求事項には、企業のリスク管理活動と結びつかない多数の規定があるという批判が一部よりなされてきた。IAS 第39号における複雑なルールは、企業がヘッジ会計を適用することを困難にするだけでなく、企業がヘッジ会計を適用した結果を、企業のビジネスやリスク管理活動の観点から説明することをも困難にしていた。この溝は、IAS 第39号がヘッジ会計を、企業のリスク管理方法を描写する手段としてではなく、IFRSsの通常の認識および測定 of 要求事項からの例外として取扱っていることを理由とする。まさしく、このことこそ、IASBがIFRS 第9号における代替的なヘッジ会計の要求事項で対処しようとするものである。

IASBは、ヘッジ会計は、企業が自らのリスク管理活動を伝達する手段でなければならないということを決定した。言い換えれば、ヘッジ会計の任務は、ヘッジ手段（通常はデリバティブ）の目的及び効果、さらに当該ヘッジ手段がリスク管理のためにどのように利用されているのかを伝達することにある。しかし、ヘッジ会計は引続き任意であり、通常の会計の要求事項の例外となる。

以下のセクションでは、IAS 第39号モデルからの主要な差異の概要を簡単に説明している。必要に応じて、2010年12月に公表されたEDの提案および2012年9月に公表されたスタッフ・ドラフトに対して、審議会が行った主要な変更のうちのいくつかについても強調している。

ヘッジ手段

ヘッジ手段の適格性

ヘッジ手段のヘッジ会計の適格性に関するIAS 第39号モデルとの主要な差異は、IFRS 第9号では純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品が含まれるようになったことである。

IAS 第39号では、非デリバティブ金融商品（例えば、外貨建借入金）を外国為替リスクのヘッジのために使用することができるとする唯一の例外を除き、ヘッジ手段はデリバティブの定義を満たすものに限定される。IFRS 第9号の新しい代替的なモデルでは、IASBは、適格要件について、金融商品がデリバティブであるか、または非デリバティブであるかということに焦点を当てず、金融商品が純損益を通じて公正価値で測定されるかどうかに焦点を当てることを決定した。

実務においては、経済的なヘッジ目的で使用される、純損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）非デリバティブの例は限られている。しかし、このようなシナリオも、例えば、企業がコモディティ連動金融商品に投資するファンドに対する投資を使用し、当該投資をコモディティの予定仕入に係る価格リスクのヘッジとして使用する場合に生じる可能性がある。

ヘッジ手段に関する変更の大部分は、ヘッジ手段の会計処理方法に関連するものであり、特にオプションと先渡取引の会計処理に関連するものである。

オプションの時間的価値の会計処理

IAS 第39号では、オプションでヘッジ会計を行う企業は、通常、オプションの時間的価値部分の公正価値変動を純損益に認識する。これは利益の変動につながる可能性がある。しかし、リスク管理は、オプションの時間的価値（通常、開始時点で支払われたプレミアムに相当）を一般的にヘッジのコストと考えている。言い換えれば、価格の不利な変動から企業を防御するために生じたコストである。

したがって、IFRS 第9号モデルでは、IASBは、指定されていないオプション契約の時間的価値は、公正価値ベースではなく、コストベースで純損益に会計処理するべきであることを決定した。それゆえ、この会計処理は、純損益の変動性に及ぼす影響を小さくする。時間的価値の会計処理は、2段階のプロセス（いくつかの点で、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の方法に類似する）で考えることができる。

最初のステップでは、オプション契約の時間的価値部分の公正価値変動を、ヘッジ期間にわたり、（その時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲で）その他の包括利益（OCI）で繰延べる。

2つ目のステップでは、資本から金額を除去し純損益に認識する。しかし、この方法は、次のいずれかのヘッジ対象の区分に依存する。

- 「取引に関連した(transaction related)」ヘッジ対象(例えば、予定「取引」のヘッジなど)
- 「期間に関連した(period related)」ヘッジ対象(例えば、一定の「期間にわたる」棚卸資産などの既存項目のヘッジ)

「取引に関連した」ヘッジ対象に関しては、その他の包括利益で繰延べられた公正価値の累積変動額は、ヘッジ対象と同時期に純損益に認識される。ヘッジ対象が最初に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせる場合(※1)、資本内の金額は、除去され、ヘッジ対象の当初の取得原価の一部として認識される。この金額は、ヘッジ項目の通常の会計処理に従って、ヘッジ項目が純損益に影響を与えるのと同時期に純損益に認識する。

「期間に関連した」ヘッジ対象に関しては、資本で繰延べられた金額の組替は異なるものとなる。オプション・コストを特定の取引に対応させるのではなく、ヘッジ対象に係るオプションの当初の時間的価値の金額(※2)は、ヘッジ関係の期間にわたって、合理的な基準(おそらく定額法になるとと思われる)で償却する。

フォワード・ポイントおよび外貨ベース・スプレッド

オプションの時間的価値の会計処理を変更するIASBの提案に対応して、多くの関係者がIASBに対して、直物要素がヘッジにおいて指定される場合の先渡契約のフォワード・ポイントに関する会計処理に、IFRS第9号モデルで同様のアプローチを検討するよう要請した。IAS第39号では、直物部分だけをヘッジに指定する場合には、フォワード・ポイントは、公正価値ベースで純損益に認識され、損益の変動性を生じさせる。企業が先渡契約の直物要素だけを指定する可能性のある例としては、先渡契約が棚卸資産などの既存の資産をヘッジするために使用され、当該既存の資産が、先渡レートリスクには晒されていないが、直物価格の変動に晒されている場合があげられる。

コメント提出者からの要請について議論した後、IASBは、オプションの時間的価値の会計処理とは異なり、会計処理を要求事項ではなく選択肢とする、IFRS第9号モデルでのフォワード・ポイントの代替的な会計処理を提供することで合意した。適用された場合には、当該会計処理は、上述した本源価値が指定される際のオプションの時間的価値の会計処理と類似したものとなる。

フォワード要素と同様に、2012年9月に公表されたスタッフ・ドラフトのフィードバックを受けて、多くの関係者は、外貨デリバティブにおける外貨ベース・スプレッドの公正価値変動は、ヘッジの非有効部分と考えるべきではなく、先渡契約のフォワード・ポイントの公正価値変動と同様に、ヘッジの避けられないコストであると考えた。審議会は見解を再検討し、その結果として、IFRS第9号は、先渡契約のフォワード・ポイントと同様の方法で、外貨ベース・スプレッドをヘッジ手段としての金融商品の指定から分離し、除外することを認めている。

ヘッジ対象

IASBは、IFRS第9号モデルで、ヘッジ会計に適格な項目の種類と、ヘッジ対象の指定方法について大幅な変更を行った。これらの変更のうち、最も重要なものは以下で取り扱う。

リスク要素(risk components)のヘッジ

IAS第39号では、リスクが独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、企業は金融商品項目の特定のリスク(またはリスク要素)をヘッジすることができる。リスク要素のヘッジは、しばしば「一部ヘッジ(hedging portions)」と呼ばれる。例えば、債券の金利リスクは通常、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるため、多くの場合、適格なリスク要素または一部となる。しかし、IAS第39号では、企業は、すべてのリスクまたは外国為替リスクに対してだけ非金融商品項目をヘッジすることができる。その他のリスク要素またはリスク部分をヘッジ対象とすることは認められない。

IAS第39号は、適格なリスクの種類を限定しているため、非金融商品項目をヘッジする際、企業は非金融商品項目についてヘッジ会計を適用することができないことがあったり、企業が特定のリスクを管理する方法とは反する形でヘッジ対象項目を指定することが余儀なくされていた。

IFRS第9号モデルでは、リスク要素の適格性を、要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合には、非金融商品項目を包含するように拡張している。その結果、企業は、IAS第39号では認められていない非金融商品項目のリスク要素に対してヘッジ会計を適用することができる。

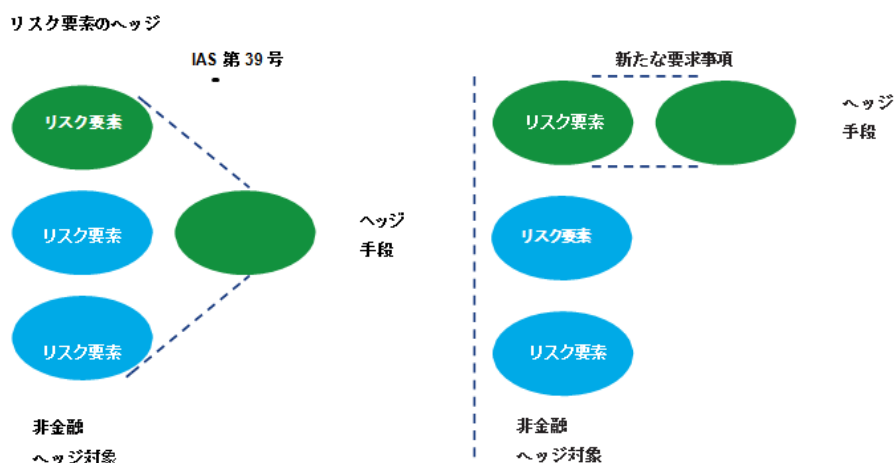
リスク要素が独立に識別可能といえるためには、リスク要素が必ずしも契約上明示されている必要がないということは注目に値する。しかし、リスク要素が契約上明示されない場合、市場価格の一部を識別可能で測定可能なリスク要素へと分離することは、より困難になる可能性がある。特に、リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるかを決定するために、企業が、市場参加者の特定の非金融商品項目に対する価格設定方法(すなわち、市場構造)を分析することは企業にとって非常に困難である。

(※1)または公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定(firm commitment)となる場合

(※2)これは、ヘッジ対象項目と一致する条件を有する仮想オプションを参照して決定される。

その一例は、ジェット燃料の価格リスクに、特定のベンチマーク原油価格のリスク要素が含まれるかどうかを決定することである。

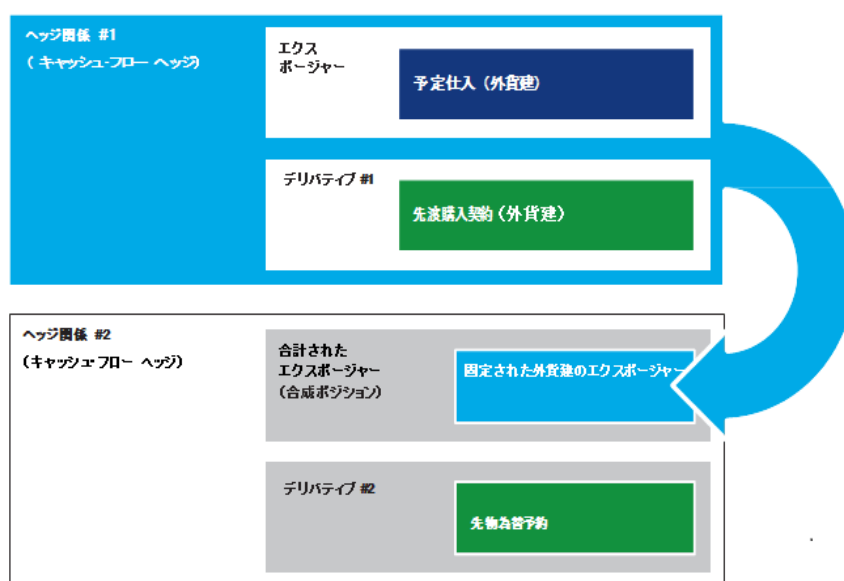
ヘッジリスク要素



デリバティブを含むヘッジ項目(または合成ポジション)

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項では、デリバティブを含む合計されたエクスポージャー (aggregated exposure) を、適格なヘッジ対象として認めている。IAS 第 39 号はデリバティブをヘッジ対象とすることを明確に禁止しているので、これは IAS 第 39 号に対する差異である。これは、デリバティブを含むリスク・エクスポージャーを管理している企業にとっては、実務上困難な問題への挑戦になることがわかっていた。

次の例を考えてみる。企業は、外貨 (FC) 建のコモディティの予定仕入を行う必要性を有している。企業は、単位あたりの価格を FC100 に固定する純額決済の先渡契約を締結することで、前もってそれから 2 年間、FC 建の商品の価格リスクを管理するかもしれない。1 年後、当該企業は、予定仕入とコモディティ・デリバティブの組合せ上に生じる外国為替リスクをヘッジしたいと考えた(すなわち、単位あたり FC100 での商品の購入に係る為替エクスポージャーの合計または総計)。IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルでは、合計されたエクスポージャーをヘッジ会計関係において(ヘッジ対象として)指定することを認めている。



グループおよびネット・ポジション

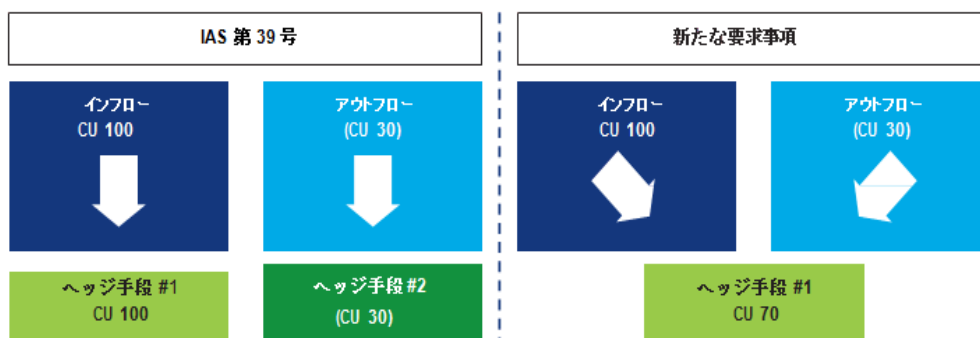
リスク・エクスポージャーを効果的にヘッジするために、リスク管理戦略は、多くの場合、集約されたポートフォリオに基づいてリスクを分析する。このアプローチは、企業が、例えば、相殺しあうデリバティブにより個々のエクスポージャーをヘッジするのではなく、自然に相殺しあうリスク・ポジションを利用することを可能にする。

IAS 第 39 号は、ヘッジ対象のグループまたはネット・ポジションの適用を制限している。そのため、場合によっては、ヘッジ会計が達成できず、リスク管理目的と整合しない会計上の結果をもたらす。

IASB の公開草案(ED)において、IASB は、グループが個々に適格なヘッジ対象から構成されており、グループ内のヘッジ対象がリスク管理目的のために一緒に管理されている場合には、ヘッジ対象のグループ(例えば、資産グループ)及びネット・ポジション(例えば、資産と負債の純額、または予定売上と購入額の純額)をグループとして集的にヘッジすることができることを提案した。特に、ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについては追加的な制限があり、ヘッジされているリスクに晒されるグループの相殺しあうキャッシュ・フローが同一の報告期間に、かつ、その報告期間にのみ損益に影響することを要求している。この制限は、この制限を行わない場合に、単一のヘッジ手段に係る利得または損失をグロスアップし、異なる期間に認識することにより生じるであろう会計上の不整合を回避することを意図していた。しかし、多くの人は、この制限が企業のリスク管理方法に沿っていないと考え、強い批判を招いた。受取ったフィードバックを踏まえ、IASB は、最終的な提案からこの制限を削除した。しかし、ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジの使用を限定するため、(ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジは)為替リスクに対してだけ認められる。

ネット・ポジションのヘッジの表示について、IASB は、損益計算書の異なる表示項目に影響を与えるネット・ポジションのヘッジは、ヘッジされる表示項目とは別個の表示項目に表示されるべきであることを決定した。

外貨為替リスクに係るネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジ



その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資

IFRS 第 9 号が 2009 年 11 月に公表された時、IFRS 第 9 号は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定するカテゴリー(FVTOCI)」を導入した。この分類では、投資に係る受取配当を除くすべての公正価値変動は恒久的に(資本の部の他の項目に組替しない場合)OCI に直接認識される。公正価値変動は、純損益に影響を及ぼさないため、IASB は、ED において、これらの持分投資は、ヘッジ対象として適格とすべきではないと提案していた。

しかし、IASB はこの提案に関して多くの支持を受けることはなかった。なぜなら多くの企業は、会計上の分類に関係なく持分投資の市場リスクを管理しているためである。

再審議を経て、IASB はこれら持分投資の会計上の分類にかかわらず、リスク管理活動を反映させることを認めた。IASB は、これらの持分投資に係るすべての公正価値変動が OCI に認識されるため、いかなるヘッジ非有効部分もまた OCI に認識すべきであることを決定した。その結果、IFRS 第 9 号ヘッジ会計モデルでは、有効なヘッジおよび非有効なヘッジの双方に関して、公正価値変動は OCI に認識され、純損益には認識されることはない。

ヘッジ会計を適用するための適格要件

IFRS 第9号のヘッジ会計モデルは、IAS 第39号と比較して、ヘッジの有効性判定に関する要求事項を見直している。これらの変更は、今日のIAS 第39号のヘッジ会計に関する要求事項について多くの者が主要な問題の1つであると考えた問題の重要な差異である。主要な変更は下記に説明している。

ヘッジ有効性判定の目的

IAS第39号でヘッジ会計が適格であるためには、ヘッジが事前の予想と過去の実績の双方において非常に有効である必要がある。「非常に有効である (highly effective)」という用語は、「ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動」と「ヘッジ手段の公正価値変動またはキャッシュ・フローの変動」との間の相殺の程度について言及する用語である。IAS第39号は、相殺が80%から125%の範囲内である場合に、ヘッジが非常に有効であると定義している。これは、企業がヘッジ会計の要件を充足することを望む場合には、相殺がこの範囲内にあるということを証明する数値上の有効性テストを行う必要があるということである。

これらの要求事項は(企業にとって)負担となり、リスク管理活動に沿うものではなく、(ヘッジの経済的実質の分解ではない)テクニカル的な失敗に対して脆弱であると考えられている。さらに、80%から125%という「会計ベースの閾値」によりヘッジ会計が認められない場合には、企業のリスク管理戦略を説明することは困難となる。

その結果、IASBは、リスク管理アプローチに沿わない可能性のある特定の相殺の閾値を避け、IFRS第9号ヘッジ会計モデルでは、より原則ベースの適格要件を導入することを決定した。

ヘッジ会計の要件を満たすIFRS第9号の有効性の要求事項は以下のとおりである。

- ヘッジ手段とヘッジ対象との間に「経済的関係」が存在しなければならない
- 「信用リスク」の影響は、経済的関係から生じる価値変動に「優越してはならない」
- 「ヘッジ比率 (hedge ratio)」は、ヘッジ対象の実際数量をヘッジするために使用されたヘッジ手段の「実際数量」を反映するものでなければならない(ただし、不適切な会計上の結果を達成することを意図的に試みるものではないことが前提)。

「経済的関係」および「ヘッジ比率」の定量的評価および定性的評価

IFRS第9号の有効性判定に関する制度では、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在するかどうかを決定するための判断が要求される。この判断は、ヘッジ関係の複雑性に応じて、経済的関係の定性的評価または定量的評価に裏付けられる必要がある。

例えば、ヘッジ手段およびヘッジ対象の重要な条件(時期、金額、利率など)が一致している場合には、経済的関係が存在していると結論付けるのに定性的分析だけで十分であるかもしれない。しかし、重要なベシス・リスクを伴う手段を使用してヘッジ対象をヘッジする企業について考えてみる。(この場合)経済的関係を証明するためには、数値的評価が必要となる場合がある。このようなケースでは、当該評価は、ヘッジ手段の適合性を評価するために、リスク管理プロセスの一環として既に実行されている場合があることが予想される。場合によっては、数値的評価は、ヘッジ関係に使用されるヘッジ比率を支持するために要求される場合もある。

IFRS第9号のヘッジ会計モデルでは、ヘッジの有効性判定を将来に向かって実行することだけを要求しており、すなわち、ヘッジ関係が今後有効であると期待されるかどうかの判断が要求されている。これは、IAS第39号で現在要求されている遡及的な有効性判定の負担を取り除き、ヘッジ会計が将来期間に失敗するかどうかの不確実性を除去する。しかしヘッジの非有効部分は、依然として各報告期間の末日時点で測定し認識しなければならないことに留意するべきである。

適格ヘッジの会計処理

IAS 第39号と同様、IFRS 第9号のモデルでは引き続き会計処理を3つに区分している。

(※3) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関するヘッジ会計の方法は変更されていない。

- キャッシュ・フロー・ヘッジ会計
- 公正価値ヘッジ会計
- 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(※3)

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計とベース・アジャストメント

IAS 第 39 号と異なるキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の側面は 1 つだけである。この差異は、一般的に「ベース・アジャストメント(basis adjustment)」と呼ばれるものに関連している。非金融商品項目の認識をもたらす予定取引をヘッジする場合、「ベース・アジャストメント」とは、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金(cash flow hedge reserve)に累積されていた金額を除去し、それらを認識された非金融商品項目の一部として計上することを意味する。IAS39 号では、このようなヘッジに対するベース・アジャストメントの適用は選択であった(代替的な会計処理は、繰延利得または損失を剰余金に保持し、ヘッジ対象が損益に影響を与えるとときに、損益に振替える)。ベース・アジャストメントは、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引が、その後において公正価値ヘッジが適用される確定約定(firm commitment)となった場合にも適用される。

IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルは、IAS 第 39 号に存在するベース・アジャストメントの選択を除去した。その代わり、IFRS 第 9 号のヘッジの要求事項の適用を選択する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引が非金融商品項目の認識をもたらす場合には、企業は、ベース・アジャストメントの適用が「要求」される。

公正価値ヘッジ会計

IASB は当初、公正価値ヘッジ会計を除去し、すべてのヘッジについてキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を使用して会計処理することを要求していたにもかかわらず、IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルにおける最終的な見解は、IFRS 第 9 号では公正価値ヘッジ会計に関する現行の IAS 第 39 号の方法を維持するものになっている。この見解は、公正価値ヘッジにキャッシュ・フロー・ヘッジの方法を適用することによる資本の変動性について反対された。利得および損失をその他包括利益(OCI)で表示することにより公正価値ヘッジの表示を変更する ED の提案も、支持を得られず削除された。これにより公正価値ヘッジ会計は、引き続き見慣れた領域(familiar territory)となる。

ヘッジ関係の修正と中止

ヘッジ関係の修正(「バランス再調整(rebalancing)」)

IAS 第 39 号では、ヘッジ関係に対する変更は、通常、企業に対してヘッジ会計を中止し、望んだ変更を伴う新たなヘッジ関係を再出発させることを要求する。

しかしリスク管理目的のために、ヘッジ関係は状況変化に応じて調整されることがある。例えば、企業が外貨 A に対するエクスポージャーを、外貨 B を参照する為替デリバティブを使用してヘッジしているとする。通貨 A および通貨 B は連動(peg)している(すなわち、両者の為替レートが中央銀行その他の当局の設定した帯域内または為替レートに維持されている)。通貨 A と通貨 B との間で連動する為替レートが新たな帯域またはレートへ変更された場合、当該ヘッジは、エクスポージャーをヘッジするために必要となるヘッジ手段の量を再調整するように、リスク管理目的のために調整される可能性がある。IAS 第 39 号では、このようなヘッジ関係における変更は、当初のヘッジ関係全体の指定の取消し(de-designation)および中止(discontinuation)を生じさせる。企業が、ヘッジ会計を引き続き適用することを望む場合、新たなヘッジ関係が開始することになる。これにより、ヘッジのリスク管理目的に整合しないヘッジ非有効部分が生じる可能性がある(例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象を測定するために、仮想デリバティブをリセットすることによって生じる非有効部分)。

その結果、IASB は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルでは、(ヘッジ関係の)開始後に、ヘッジ関係全体の中止を強制することなく、継続するヘッジ関係の一部としてヘッジ関係に一定の変更を加えることを認めている。

ヘッジ会計の中止

IAS 第 39 号では、ヘッジ関係は以下の場合に中止される。

- ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合
- キャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ヘッジされた予定取引の発生可能性がもはや非常に高くはなくなった場合
- ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たしていない場合
- 企業が指定を修正または取消した場合

これらヘッジ会計の中止に関する要件のうち最初の 3 つは、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項に持ち越された。しかし、IASB は、ヘッジ関係に関してリスク管理目的が変更されていない場合、企業がヘッジ会計を任意に中止することは適切でないと考えた。したがって、IASB は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計のモデルでは、企業がヘッジ会計の指定を任意に取消することができる能力を除去した。これは、企業が IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルを適用することを選択する場合、企業は、ヘッジ関係のリスク管理目的が変更されるか、ヘッジが失効するか、またはもはや適格性を有さなくなるまでヘッジ会計を中止することができないことを意味する。

ヘッジ会計の使用ではない、公正価値オプションの拡大

信用リスクのヘッジ

多くの企業は、融資活動から生じる信用リスク・エクスポージャーを管理するためにクレジット・デリバティブを使用している。しかし、IAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計モデルは、金融商品項目（例えば、負債証券またはローン・コミットメント）の信用リスク部分をヘッジするためには、（その他のリスク部分と同様に）信用リスク部分が独立で識別可能で信頼性をもって測定可能であることを要求している。しかし実務において、これは企業にとって非常に困難な問題となる可能性がある。したがって、IASBはその他の代替的なアプローチを検討した。

IFRS第9号のヘッジ会計モデルは、信用エクスポージャー（例えば、債券、貸出金またはローン・コミットメント）がクレジット・デリバティブ（例えば、クレジット・デフォルト・スワップ）でヘッジされ、一定の条件が満たされた場合（すなわち、信用デリバティブに従って引き渡される金融商品の名称および優先順位がヘッジされる信用エクスポージャーと一致している）、信用エクスポージャーの会計処理に関して、企業に純損益を通じて公正価値で測定する会計処理を選択すること（公正価値オプション）を認めている。これは以下の会計処理を認めるものである。

- 当初認識時またはその後の認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する選択をすること（その後の認識の場合には、その時点の帳簿価額と公正価値との間の差額は、直ちに損益に認識する）
- （名目金額の全体ではなく）名目金額の構成要素を指定すること

「自己使用(own use)」の非金融商品項目の売買契約のヘッジ

「自己使用(own use)」の要件を満たす一定の非金融商品項目の売買契約は、IAS第39号の範囲外であり、通常の販売契約または購入契約として取扱われるためデリバティブ会計の対象とならない。典型例は、販売目的で財を製造するために企業が使用するコモディティの購入である。

例えばコモディティ・プロセッサなどのある種の企業は、公正価値で測定される商品在庫およびデリバティブによって、自らの非金融商品の売買契約の経済的なリスク・エクスポージャーについてヘッジしている。売買契約のいくつかは、財政状態計算書に認識されない場合があるので、これは会計上のミスマッチにつながる可能性がある。これらの企業が締結する多数の取引およびネット・エクスポージャーが絶え間なく変化しているため、現在、ヘッジ会計は煩雑なものとなっており、これらの取引を会計処理する方法としては非現実的な場合がある。

ヘッジ会計の必要性を低減するため、代替的な要求事項は、IFRS第9号の公正価値オプションを「自己使用」の例外を満たす契約にまで拡張しているが、それが認められるのは会計上のミスマッチを除去または大幅に削減する場合である。IFRS第9号に対する経過措置において、企業は、契約を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することを認められるが、企業が特定の要求事項を満たし、すべての類似する契約を指定する場合のみである。

最終的な要求事項はこの点に関して、IASBがEDにおいて当初の提案と異なるものとなっていることは注目に値することである。EDにおける当初の提案は、自己使用の契約がビジネスモデルに沿ったものであり、企業が公正価値に基づいてそれらの契約を管理している場合は、企業に対してこれらの契約を公正価値測定することを要求するというものであった。しかし、いくつかの企業は、このEDの提案が有する潜在的な影響について、いくつかの懸念を表明した。したがって、IASBは、当初の提案を変更し、公正価値オプションの使用を拡大した。

開示および経過措置

開示

IASBは、IFRS第7号「金融商品：開示」の関連する開示要求についても変更し、現在要求されているものよりも多くの開示の要求事項を導入した。企業が、IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用する場合、IAS第39号またはIFRS第9号のヘッジ会計モデルを適用するかという企業の会計方針の選択に関係なく、これらの開示の要求事項が適用となる。

IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項は、企業のリスク管理活動に関する情報を財務諸表の利用者に提供することに焦点を当てている。言い換えれば、ヘッジ手段（通常、デリバティブ）の目的および効果と、ヘッジ手段がどのようにリスク管理のために使用されているかに関する情報を提供することに焦点を当てている。

新たな開示に関する要求事項は、以下の情報について提供する3つの目的を中心に構築されている。

- 企業のリスク管理戦略とそれがどのようにリスクを管理するために適用されているか
- 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性にどのように影響する可能性があるか

- ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響

経過措置

IFRS第9号のヘッジ会計モデルは、採用する場合、限定的な例外はあるものの、将来に向かって適用される。

しかし、IAS第39号でオプションの本源価値が指定されているすべてのヘッジ関係に関しては、オプションの時間的価値に関する会計処理の遡及適用が要求される。この遡及適用は、比較期間の期首時点またはそれ以後に存在するヘッジ関係に適用される。

IAS第39号で指定されたヘッジ手段が、先渡契約の直物要素であるヘッジ関係、または、外貨ベース・スプレッドが、ヘッジ手段としての金融商品の指定から分離および除外されるヘッジ関係に対しては、遡及適用が認められる。審議会はまた、企業が、指定されていないフォワード・ポイントに関して遡及適用を選択する場合には、この種類のすべてのヘッジ関係に対して遡及適用しなければならないことも決定した（すなわち、経過措置はヘッジごとに利用可能なものではない）。

IFRS第9号の発効日および早期適用

IFRS第9号の発効日

IASB は、IFRS 第 9 号がまだ完成していないことを考えると、現行の発効日（2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度）は、実現可能ではなく、2013 年 12 月までに完成するかどうか疑問であるということを確認した。その結果、IASB は多くの関係者から、2015 年 1 月 1 日の発効日を維持するつもりかどうか確認することを要請された。IASB が受け取ったフィードバックを考慮して、IFRS 第 9 号の発効日を削除することを決定した。IASB は、一時的に強制発効日を削除し、IAS 第 39 号の置換プロジェクトの他のフェーズ（減損、分類及び測定）のすべてについての要求事項を最終化する際に、新しい強制発効日を決定する。しかし、IFRS 第 9 号の適用は、その間も認められている。

早期適用

新しいヘッジ会計の要求事項の公表の一部として、IASB は、ヘッジ会計に関連しない IFRS 第 9 号の修正を行う機会を利用した。具体的には、IASB は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した特定の金融負債の信用リスクによる公正価値変動の表示に関する早期適用のルールを変更することを決定した。

IFRS 第 9 号（2010 年 10 月公表）では、公正価値で測定される金融負債に係る利得または損失は、純損益に認識しなければならないとしている。ただし、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債で、企業が当該負債の信用リスクの変動の影響を、その他の包括利益に表示することが要求される場合を除く。IASB による最近のアウトリーチ活動および最近の公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」に関して受け取ったコメントレターの一部として、多くの回答者は、IFRS 第 9 号のすべてのフェーズが完了する前に、当該表示を利用できるように、また、IAS 第 39 号においても当該表示を利用できるように IASB に要請した。IASB が受け取ったフィードバックを考慮して、IFRS 第 9 号の要求事項を変更するが、IAS 第 39 号の要求事項を変更しないことを決定した。IFRS 第 9 号は、これから、IFRS 第 9 号の他の要求事項を早期適用せずに、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債に係る利得または損失の表示についての要求事項の早期適用を選択することを認める。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（www.tohmatsu.com）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成又は発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。